

民間事業者に認められる本人確認方法一覧表

赤字部分については、国税分野について認められているものであり、社会保障分野など他の分野で認められるか現時点（平成27年6月8日時点）では明らかではないことにご留意ください。

弁護士法人三宅法律事務所
 弁護士 渡邊 雅之

○本人確認方法（本人／対面・送付）

※対面の場合は原本の提示が必要となるが送付の場合は本人確認書類のコピーの送付でよい。

番号確認	身元確認
個人番号カード（裏面で番号確認、表面で身元確認）	
○通知カード ○個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	○運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 ○写真付き学生証、写真付き身分証明書、写真付き社員証、写真付き資格証明書（氏名および生年月日または住所が記載されているものに限る） ○税務署から送付されるプレ印字申告書（所得税申告書、個人消費税申告書、法定調書合計表等） ○民間事業者（個人番号関係事務実施者）から送付される個人識別事項（氏名および住所または生年月日）がプレ印字された書類（ <u>会社所定の基準で本人確認を行っていることが前提</u> ） ○手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書、確定申告のお知らせはがき、所得税の予定納税額のお知らせ、譲渡所得返信はがき付リーフレット、贈与税のお知らせはがき
[上記の提示が困難な場合] ※通常、個人番号が記載された住民票の写しは少なくとも市区町村の窓口で取得可能な	[上記の提示が困難な場合] ※「困難な場合」というのは、上記のいずれの方法も採用できない場合をいいます。した

<p>はずなので、年末年始で市町村の窓口が空いていない場合や、緊急の海外出張で市町村の窓口に行けない場合などしか「困難な場合」として認められないと考えられます。</p> <p>○過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認</p> <p>※初回の本人確認や特定個人情報ファイルを作成していない場合には利用できない。</p> <p>○源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書</p> <p>○自身の個人番号に相違ない旨の申立書</p> <p>○国外転出者に還付される個人番号カード・通知カード</p>	<p>がって、上記の顔写真付き身分証明書がなくても所持していないこと、その他の書類もないことが前提となります。</p> <p><u>下記の書類2つ以上の提示</u></p> <p>○公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p> <p>○学生証（写真なし）、身分証明書（写真なし）、社員証（写真なし）、資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）（氏名および生年月日または住所が記載されているものに限る）</p> <p>○国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書</p> <p>○印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）、住民票の写し、住民票記録事項証明書、母子健康手帳</p> <p>○源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書</p>
	<p><u>*過去に本人確認と同等の措置を行ったことがある場合で下記のいずれかに該当する場合は身元確認不要。</u></p> <p>○雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合</p> <p>○扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合</p> <p>○継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合</p>

○本人確認方法（本人／オンライン）

番号確認	身元確認
<p>○過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認</p> <p>※初回の本人確認や特定個人情報ファイルを作成していない場合には利用できない。</p> <p>○下記の書類のイメージデータ（画像データ、写真等）による電子的送信</p> <p>①個人番号カード、通知カード</p> <p>②国外転出者に還付される個人番号カード又は通知カード</p> <p>③住民票の写し、住民票記録事項証明書（個人番号が記載されたものに限る）</p> <p>④源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書</p>	<p>○身元確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）のイメージデータ（画像データ、写真等）による電子的送信</p> <p>○民間事業者（番号関係事務実施者）が本人であることを確認した上で発行されるID及びパスワード（<u>なりすまし防止の観点から、金融機関がお客様に対してあらかじめ本人確認をした上で、本人に対して一に限り発行したIDおよびパスワードである必要がある。</u>）</p>

○本人確認方法（本人／電話）

番号確認	身元確認
<p>○過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認</p> <p>※初回の本人確認や特定個人情報ファイルを作成していない場合には利用できない。</p>	<p>○本人しか知り得ない以下の事項のうち複数の事項の申告</p> <p>社員番号、職員番号、契約番号、保険始期日（保険終期日）、保険契約者名、被保険者名、保険金受取人名、顧客番号、顧客ID、証券番号、口座番号、取引口座に係る指定した時点の銘柄や残高、直近の取引年月日</p>

○本人確認方法（代理人／対面・送付）

※送付の場合は原本でなく写しでもよい。対面の場合でも本人の番号確認書類は写しでよい。

代理権の確認	代理人の身元確認	本人の番号確認
<p>○法定代理人の場合：戸籍謄本 ○任意代理人の場合は委任状</p>	<p>○代理人の個人番号カード、 運転免許証、運転経歴証明書、 旅券、身体障害者手帳、精神 障害者保健福祉手帳、療育手 帳、在留カード、特別永住者 証明書 ○税理士証票 ○写真付身分証明書（写真付 学生証、写真付身分証明証、 写真付社員証）、写真付資格証 明書（いずれも氏名および生 年月日または住所が記載され ているものに限る。） ○（法人の場合は）登記事項 証明書、印鑑登録証明書、国 税、地方税、社会保険料、公 共料金の領収書、納税証明書</p>	<p>○本人の個人番号カード またはその写し ○本人の通知カードまた はその写し ○本人の個人番号が記載 された住民票の写し・住民 票記載事項証明書または その写し</p>
<p>[上記方法が困難な場合] ○本人ならびに代理人の個人 識別事項（氏名および住所また は生年月日）の記載及び押印の ある提出書類 ○本人しか持ち得ない書類の 提出（例：個人番号カード、健 康保険証）による確認</p>	<p>[上記方法が困難な場合] 下記の<u>2つ以上</u>の書類の提示 ○公的医療保険の被保険者 証、年金手帳、児童扶養手当 証書、特別児童扶養手当証書 ○学生証（写真なし）、身分証 明書（写真なし）、社員証（写 真なし）、資格証明書（写真な し）（いずれも生活保護受給者 証、恩給等の証書等）（氏名お よび生年月日または住所が記 載されているものに限る。） ○国税、地方税、社会保険料、 公共料金の領収書、納税証明 書 ○印鑑登録証明書、戸籍の附</p>	<p>[上記方法が困難な場合] ○過去に本人確認の上特 定個人情報ファイルを作成 している場合には、当該 特定個人情報ファイルの 確認 ※初回の本人確認や特定 個人情報ファイルを作成 していない場合には利用 できない。 ○源泉徴収票、支払通知 書、特定口座年間取引報告 書 ○自身の個人番号に相違 ない旨の申立書</p>

	<p>票の写し（謄本若しくは抄本も可）、住民票の写し、住民票記録事項証明書、母子健康手帳</p> <p>○源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書</p>	<p>○国外転出者に還付される個人番号カード・通知カード</p>
	<p><u>過去に本人確認と同等の措置をした場合であって、下記のいずれかの場合は代理人の身元確認不要。</u></p> <p>①雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合</p> <p>②扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合</p> <p>③継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合</p> <p>④過去に実存確認をしている場合（法人の場合）</p>	

○本人確認方法（代理人／オンライン）

代理権の確認	代理人の身元確認	本人の番号確認
<p>○本人および代理人の氏名、生年月日または住所、ならびに代理権を証明する情報が記載された委任状のデータの電子的送信</p>	<p>○民間事業者（番号関係事務実施者）が本人であることを確認した上で発行されるIDおよびパスワード</p> <p>○代理人の身元確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）のイメージデータ等（画像データ、写真等）による電子的送信</p> <p>[代理人が法人の場合]</p> <p>○登記事項証明書または印鑑登録証明書および社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」）</p> <p>○国税、地方税、社会保険料または公共料金の領収書・納税証明書および社員証等の法人との関係を証する書類のイメージデータの送信（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」）</p>	<p>以下の本人の書類のイメージデータ等（画像、写真等）の電子的送信</p> <p>○（本人の）個人番号カード、通知カード</p> <p>○（本人の）国外転出者に還付される個人番号カード又は通知カード</p> <p>○（本人の）住民票の写し、住民票記録事項証明書（個人番号が記載されたものに限る。）</p> <p>○（本人の）源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書</p>

○本人確認方法（代理人／電話）

代理権の確認	代理人の身元確認	本人の番号確認
<p>○本人および代理人しか知り得ない、本人名義の以下の複数の事項の申告を受ける方法</p> <p>社員番号、職員番号、契約番号、保険始期日（保険終期日）、保険契約者名、被保険者名、保険金受取人名、顧客番号、顧客ID、証券番号、口座番号、取引口座に係る指定した時点の銘柄や残高、直近の取引年月日</p>		<p>過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認</p> <p>※初回の本人確認や特定個人情報ファイルを作成していない場合には利用できない。</p>

